

小川自治会細則

- 施行 2007年4月
- 改正 2009年3月
- 改正 2010年3月
- 改正 2015年4月
- 改正 2017年5月
- 改正 2025年7月

1. 役員の選出・推薦に関する細則

- (1) 各班の実情に合わせて班長を選出する。
なお選出にあたり、病気、介護、育児などの理由により、班長の職務を遂行する事が困難な場合は会員本人の申し出により班長を免除する事が出来る。
- (2) 本部による選定方針に従い支部長を選出する。 (改正 2025年7月)
- (3) 満80歳を超えた会員は支部長、班長の選出から免除される。
(改正 2025年7月)
- (4) 並行して会長、副会長、専門部長、会計の公募を行う。
- (5) 公募による候補者と全支部長及び現本部役員の内任期未了の者より互選で会長、副会長、部長、会計を選出し、総会に提案、選出される。
- (6) 選考にあたっては、会長、副会長と全支部長による「役員選考委員会」を組織する。 (改正 2015年4月)

2. 役員および専門部の業務に関する細則

- (1) 役員 (改正 2010年3月)
 - 1) 会長 自治会を代表し業務を執行する。会活動全体の調整と町田市、自治会連合会、学校その他の関係諸団体の窓口として渉外機能を担当
 - 2) 副会長 ①会長を補佐し、事あるときは会長業務を代行する。
②専門部の部長として特定部門に責任を持つ。
③特命事項の調整機能を果たす。
 - 3) 会計 自治会予算の出納管理を行い、会の資産の保全に努める。
(収入管理と活動経費出納の執行)
 - 4) 会期監査 会活動の会計処理の適格性について監査を行う。
 - 5) 部長 専門部を主宰する。
 - 6) 支部長 支部の代表者として支部全体の動態把握
また幹部会に参加し自治会全体の活動にも関与する。
部長を兼ねることがある。
 - 7) 班長 班の代表者として会員の把握、入退会管理、会費等の徴収、回覧等の管理を行うとともに、自治会の各種行事などに参加

(2) 専門部 (改正 2017年5月)

- 1) 総務部 計画（予算策定、組織、人事）調査（アンケートなど）
規約（会則・細則、権限規定、運用マニュアルなど）策定
広報（自治会だより、掲示板、回覧物管理）
会員情報（会員名簿、入退会 管理）
会議体運営（総会、幹部会、役員会）
慶弔関係（敬老祝い品、出産祝い金、お悔やみ）
- 2) 環境部 資源回収推進、廃棄物減量活動、
地域美化活動（公園清掃、公園花壇管理など）
- 3) 防災対策部 自主防災隊活動支援
防災訓練
防災に関する行政機関との折衝
防災広報・啓発活動
防災予算管理
- 4) 安全対策部 防犯情報管理、広報・啓発（犯罪情報、防犯活動実績など）
パトロール隊活動支援と連携（連絡会議主催、費用支援）
防犯に関する取組みの企画・実行 (改正 2025年7月)
交通安全活動（登校見守りなど）
歳末警戒
その他防犯に関する各種活動（街路灯管理、違反広告物除却）
- 5) 行事部 行事の計画、実施（子供祭りなど）
小川会館行事への協力

(3) その他

- 1) 円滑運営のため有給事務員を置くことができる。(改正 2025年7月)

3. 法人会員に関する細則

- (1) 会員のうち会社の施設が地区内にあるときは、法人会員として入会を認め、
会員と同等に処遇する者とする。但し法人会員に対する資料等（会員名簿、役員
名簿その他）の配布は、会長の決定により制限する事がある。
(改正 2009年3月)
- (2) 法人会員はその会社施設の管理者をもって代表者とし、対処するものとする。

4. 会活動の経費に関する細則

- (1) 専門部活動を迅速に遂行する為に専門部に予算を設け責任と権限を明確にする。
また会計処理基準を設け、専門部長に基準に基づく執行権限を付与する。
(改正 2009年3月)
- (2) 役員が会の業務のため出張した時は、会長または専門部長の承認を得て旅費等の
支払いを受けることが出来る。自家用車による行動の時は公共交通機関利用相当額
とする。
(改正 2009年4月)
- (3) 役員が日常的に業務を行う時に発生する費用については、下記の通り活動補助金
を支給する。
(改正 2017年3月)
会長：1万円、副会長及び会計：5千円、会計監査：3千円
支部長 専門部長を兼務：5千円、兼務なし：3千円、班長：1千円

5) 慶弔に関する細則

(1) 長寿祝い

毎年9月の敬老の日に、会員並び同居家族が、当該年に満年齢で80歳、90歳100歳に該当する人に祝い品を送り、その長寿をお祝いする。

(改正 2012年7月)

(2) お悔やみ

葬儀に際しては、香典(5千円)をもって弔意を表す。

(改正 2025年7月)

(3) 出産祝い

当自治会の会員と同居する親族が出産した時には、申請により祝い金(5千円)を贈る。

(改正 2017年5月)

(4) 本会に永年功労のあった方の慶弔、又は上記(1)、(2)に定められない事項については、役員会で協議、決定する。

(5) 会の業務執行中の傷病見舞いについて

業務執行中に発生した傷病に対する見舞等については役員会で協議、決定する。

6. その他

(1) その他、必要事項は役員会または幹部会で協議、決定する。

(2) 本日以降、役員会で改廃あるいは追記される細則には、項目ごとに末尾に日付(年月)を付すものとする。

以上